

# おおさか介護サービス 相談センター だより

第44号

発行  
2025(令和7)年  
9月18日



## 介護保険サービスの利用のポイント 介護保険制度における住宅改修

介護保険サービスを利用する際に、注意すべき点や利用のポイントなどをご紹介しています。

今回は、介護保険制度における住宅改修についてご紹介します。

介護保険では、自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、手すりの取付けや段差の解消などの小規模な住宅改修を行うことができます。

令和4年度大阪市高齢者実態調査報告書によると、介護が必要になった場合の暮らし方については、「介護保険の居宅介護サービスを受けながら、現在の住宅に住み続けたい」が40.3%で最も多く、次に「家族などの介護を受けながら、現在の住宅に住み続けたい」が19.2%となっており、住み慣れた自宅での生活を希望される方が多い傾向となっています。

さらに、内閣府の令和5年度高齢社会対策総合調査(高齢者の住宅と生活環境に関する調査)によると、住まいや地域の環境で重視することとして、「手すりが取り付けてある、床の段差が取り除かれているなど、高齢者向けに設計されていること」が、「医療や介護サービスなどが受けやすいこと」「駅や商店街が近く、移動や買い物が便利にできること」に次いで全体の3番目となっています。

住み慣れた自宅での生活を続けられるように、利用者だけではなく周りで支える家族等にも相談しながら、自分らしい住まいの環境を考えてみましょう。



# 住宅改修費の支給について

在宅の要介護、要支援認定を受けている人が、居住する住宅に手すりの取り付けなど小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部が支給されます。事前に申請が必要ですので、工事を始める前にケアマネジャーやお住まいの区の区役所の介護保険の窓口などに必ず相談してください。

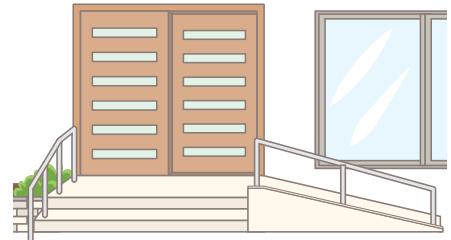


## 対象者

在宅の要介護1～5、要支援1・2の認定を受けている方

## 対象となる工事

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑り防止や移動を円滑にするため等の床または通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 上記1～5の各工事に付帯して必要と認められる工事



新築や増築、新たに購入する住宅、または老朽化や故障に伴う工事や防犯・防災を目的とする工事、将来に備えた工事は対象になりません。

## 利用限度額

20万円

- 要介護度にかかわらず、20万円が限度で、その1割、2割または3割が自己負担です。
- 1回の改修で20万円まで使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
- 「介護の必要の程度」の段階が3段階以上あがった場合、また引っ越しをした場合は再度利用することができます。

## 支払方法

住宅改修費の支払い方法は、次の2つの方法があります。



### 1 給付券方式

大阪市では、住宅改修について、一時的な負担を解消するため「給付券方式」を導入しています。あらかじめ登録された給付券取扱事業者を利用するとき、利用前に申請していただくことで、利用者は保険給付の対象となる費用(支給限度額内)の利用者負担割合(1割、2割または3割)に応じた相当額を負担し、工事費用(上限20万円)から利用者負担額を除いた額は大阪市が直接給付券取扱事業者に支払います。

### 2 償還払い方式

施工前にあらかじめ申請をおこない、工事後に領収書等の書類を提出することにより、保険給付の対象となる費用(利用者負担割合に基づく自己負担額を除いた額)が支給されます。

## 問合せ・申請窓口

各区保健福祉課(介護保険担当)

## 高齢者住宅改修費給付事業

介護保険の住宅改修を行うとき、関連する工事で支給対象とならない部分については、高齢者住宅改修費給付事業の対象となる場合があります。

詳しくは、お住まいの区の区役所保健福祉課(福祉業務担当)へお問合せください。

## 相談事例

住宅改修にかかる一般相談の事例を2例紹介します。

事例  
1

「入院治療を終える母が退院するにあたって、自宅をバリアフリー化したい。介護保険で工事ができると聞いたが、どのように手続きすればよいか」との相談。

「お母様の退院後の効果的な住宅改修については、病院の医療ソーシャルワーカー等にご相談ください。介護保険で住宅改修する場合は、要介護や要支援の認定を受けて、ケアマネジャーにご相談のうえ、『住宅改修が必要な理由書』を作成してもらい、施工事業者を選び、見積もりを依頼し、必ず改修工事の前にお住まいの区の介護保険担当へ申請書及び理由書、見積書、計画書、施工前の写真等を提出する必要があります。なお、給付券方式は入院中や認定申請中は利用できず、償還払い方式で利用できる場合がありますので、介護保険担当にご確認ください」とお答えしました。



事例  
2

「要介護認定の申請すらした覚えがないひとり暮らしの父親に、住宅改修給付券が発行されていたことがわかった。給付券に記載された工事業者へ連絡したが、知らぬ存ぜぬの一点張りで困っている」との相談。

「住宅改修事業者が独居の高齢者宅を訪問し、本人の知らないうちに無断で要介護・要支援の認定申請を行い、認定結果が出た後、必要のない住宅改修工事を強制する悪質な事案が発生していると聞いています。本件がどのような経過により給付券が発行されたのか、お父様のお住まいの区の介護保険担当へご相談ください」とお答えしました。



## 悪質な住宅改修事業者にご注意ください!



「介護保険の制度を利用して無料で工事をしますよ」などと言って訪問し、介護保険の要介護認定申請を勧めるほか、不当に高い工事金額で強引に工事契約を迫るなど悪質なトラブルが起こっています。

介護保険の住宅改修の利用限度額は原則20万円となっています。不要な改修工事をしてしまうと、将来、本当に改修工事が必要になったときに工事ができなくなる場合があります。自立を支援するために大きな意義を持つ住宅改修ですので、工事を行う際は必要性等を十分に検討してください。

悪質工事事業者に騙されないために…

### 1 「いらんもんはいらん!」

いらないと思ったものはハッキリと断りましょう。

### 2 「ちょっと考えるわ!」

家族や友人、ケアマネジャーに相談しましょう。

### 3 「よその見積もりも見てからにするわ!」

複数業者から見積もりを取るなどして適正な金額か確認しましょう。



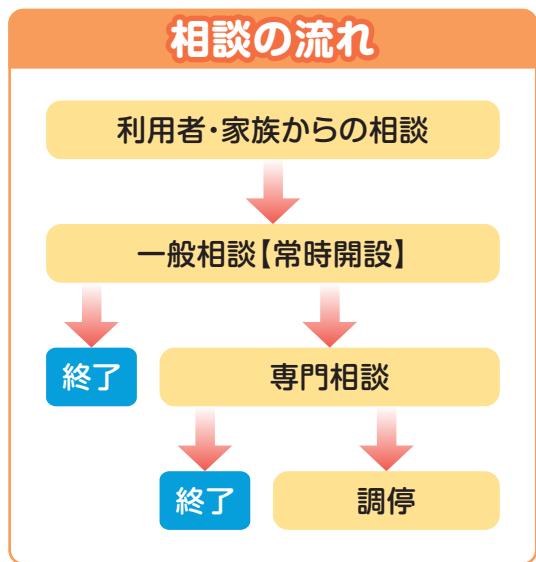


介護保険サービスの利用で、悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

介護保険サービスの利用者・家族からの苦情・相談に対し、中立的な立場での電話・来所による一般相談のほか、相談の内容によっては、福祉・保健・医療・法律等、各分野の専門相談員による専門相談等を通じ、話し合いによる問題の解決を図ります。また、介護保険サービス提供事業者からの相談にも応じます。

## 【相談ができる方】

- 介護保険サービス等の提供を受けている又は受けようとしている  
大阪市内の高齢者など(本人またはその家族)
  - 介護保険サービス等を提供している大阪市内の事業者
  - 大阪市内の利用者にサービスを提供している  
大阪市外の事業者



令和6年4月～令和7年3月 苦情相談件数

(2,082件)

※相談内容が複数の項目に該当する場合があり合計2,571件

### (3) 対象外の介護に関するトラブル 385件

- シ)区役所等公的機関の対応に  
サ)他の制度に関連すること(医療・障がい・生保)  
ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて 33  
ク)カ)キ)を除く制度について 49件

	詳 細	合計件数
<b>(1)介護サービスについて</b>		<b>1,586</b>
ア)介護サービスの内容について	213	
イ)サービス利用料等について	97	
ウ)ケアマネジャー・ケアプランについて	365	
エ)介護サービス事業者の対応について(説明不足等)	903	
オ)その他の介護サービスについて	8	
<b>(2)介護保険制度について</b>		<b>74</b>
カ)保険料について	14	
キ)要介護認定について	11	
ク)カ)キ)を除く制度について	49	
<b>(3)対象外の介護に関するトラブル</b>		<b>385</b>
ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて	33	
コ)利用者・家族間のトラブルについて	352	
<b>(4)その他</b>		<b>526</b>
サ)他の制度に関連すること(医療・障がい・生保)	61	
シ)区役所等公的機関の対応について	111	
ス)その他	354	
<b>総合計</b>		<b>2,571</b>

## - (2)介護保険制度について 74件

- | Category                        | Number of Cases |
|---------------------------------|-----------------|
| (1)介護サービスについて<br>1,586件         | 1,586件          |
| ウ)ケアマネジャー・<br>ケアプランについて<br>365件 | 365件            |
| 護サービス事業者の対応に<br>いて(説明不足等) 903件  | 903件            |
| ア)介護サービスの<br>内容について<br>213件     | 213件            |
| 介護サービスについて 97件                  | 97件             |
| 介護サービスについて 14件                  | 14件             |
| 介護サービスについて 11件                  | 11件             |

# 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 **おおさか介護サービス相談センター**

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号  
(大阪市立社会福祉センター308)

TEL. 06-6766-3800 • 06-6766-3855

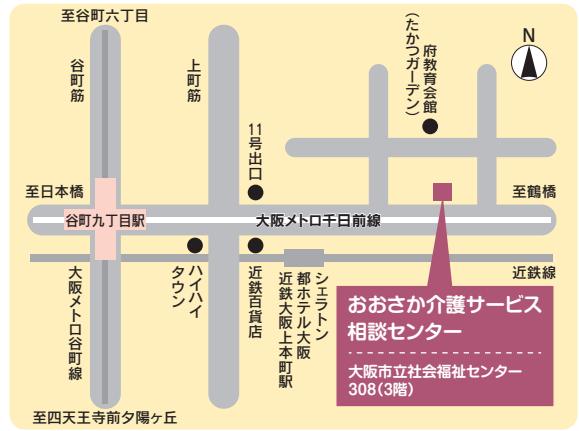
FAX. 06-6766-3822

ホームページ <https://kaigo-osaka.ne.jp>

メールでのご相談も受け付けています。

相談日時 平日 午前9時から午後5時まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始  
(12月29日～1月3日)を除く



■大阪メトロ「谷町九丁目駅」から徒歩約10分  
■近鉄「大阪上本町駅」から徒歩約5分 ] (近鉄11号出口を東へ)

●大阪シティバス「上本町六丁目東」バス停前

※駐車場はありません